

監事監査報告書

令和6年5月16日

学校法人 亜細亜学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 亜細亜学園

監事 秋元直久 印

監事 行澤博史 印

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人亜細亜学園寄附行為第15条第1項の規定に基づき、学校法人亜細亜学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、その結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）並びに財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人亜細亜学園の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務及び財産並びに理事の業務執行に関する不正行為はなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上